

通達甲（ら．総．管）第3号
昭和52年3月25日

各 所 属 長 殿

警 ら 部 長

警視庁臨時警戒規程の運用について

〔沿革〕 昭和62年 3月通達甲（副監．総．企．組）第2号
平成元年11月同（ら．総．企）第3号
5年 3月同（副監．総．企．組）第8号
6年11月同（副監．地．総．企）第20号
12年 3月同（副監．総．企．管）第7号
25年 1月同（副監．備．備1．企）第1号

このたび、警視庁臨時警戒規程（昭和36年7月25日訓令甲第22号。以下「旧規程」という。）の全部が改正され、昭和52年4月1日から施行されることとなつたので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

おつて、警視庁臨時警戒規程の制定について（昭和36年7月25日通達甲（備．備．1）第8号）は、廃止する。

記

第1 改正の趣旨

旧規程は、制定以来既に15年を経過したが、その間において都市化現象の急激な変化と交通手段の高度な発達に伴い、犯罪はますます広域化、スピード化の傾向を強めている。

このような情勢に対処するため、隣接県警察と連携活動を強化し、計画的、統一的な臨時警戒を実施する必要性が生じたこと、警戒員の招集区分等が実情に沿わなくなつたこと等により、その全部を改正し、より効果的な運用を図ろうとするものである。

第2 改正の要点

- 1 臨時警戒の種別に、隣接県警察と共同で行う広域警戒が加えられ、これに伴い、地域部長及び署長の任務等が加えられた。
- 2 警戒の必要がないと認められる一部の警察署を除き、全署警戒を発令すること

ができることとされた。

- 3 警戒の方法が新たに定められた。
- 4 警戒員の招集区分が改められた。
- 5 臨時警戒の指揮は、発令権者が行うものとされた。
- 6 全署警戒を実施したときは、中間報告をすることとされた。

第3 運用上の留意事項

1 警戒の種別（第3条関係）

- (1) 広域警戒を実施する警察署は、その都度、地域部長が指定する。
- (2) 広域警戒を実施する警察署は、次の点に留意すること。
 - ア 隣接県警察の指定警察署と連携を密にし、情報の交換、主要幹線道路における連携取締り（自動車検問等）等を積極的に実施し、盲点地域の解消に努めること。
 - イ 警戒に従事する無線自動車は、首都圏共通系登載車をもつて充てることとし、当該方面系の通話は、乗務員に無線受令機を携帯させ、傍受させること。
なお、本署にあつては、首都圏共通系の受令機を活用すること。

2 警戒の方法（第4条関係）

私服警戒は、事前に担当区域内の犯罪の発生状況や被疑者等が利用すると思われる道路、場所等を十分に把握した上、私服の特性を生かし、地域の実態に応じた服装で、隠密性、秘匿性に配慮して警戒に当たるものとする。

3 招集区分（第6条関係）

- (1) 非番員とは、駐在所勤務員を除き、現に所定の勤務に就いている者（当務員）以外の全員をいう。
- (2) 警戒員の抽出に当たっては、署員の配置状況、翌日の勤務等を考慮して、指定された招集区分に相当する要員を充て、署情に応じた合理的な運用をすること。
- (3) 駐在所勤務員は、臨時警戒実施中は、原則として駐在所において通常の勤務を通じて警戒活動に当たること。
- (4) 特別の理由のある者とは、休暇、講習、併任、派遣等のものをいう。

4 署長の任務（第10条関係）

- (1) 臨時警戒配置一覧表（別記様式第1）は、次により作成すること。
 - ア 警戒方法欄
制服警戒、私服警戒等の別を記載すること。
 - イ 組別欄
原則として、2人1組を単位として組数を一連番号で記載すること。
 - ウ 担当区域欄
所管区名その他適当な地名等を具体的に記載すること。
 - エ 警戒等の時間及び場所欄
(ア) 警戒時間は、おおむね1時間を基準とすること。

- (イ) 休憩時間は、第1時間目は与えないこと。
 - (ウ) 制服警戒及び私服警戒に当たつて、特に検索、張込みをする場所又は重点とする箇所があれば記載すること。
 - (エ) 張込場所は、一見して警戒員に分かるよう地名番地、目標物等を明記すること。
 - オ 休憩連絡場所欄
交番等を指定すること。
 - カ 警戒員欄
地域警察官と地域警察以外の警察官を区分して記載すること。
 - キ 幹部欄
主として警戒員の指揮監督に当たる幹部名を記載すること。
 - ク その他欄
自動車検問要員、当務員以外の事務要員、伝令等の数を記載すること。
 - ケ 応招人員欄
臨時警戒の当日記載すること。
- (2) 臨時警戒要図の作成に当たつては、次の事項を表示すること。
- ア 警察署、交番、待機寮等警察施設の位置
 - イ 制服警戒及び私服警戒の区域並びに検索場所、張込場所及び自動車検問場所
 - ウ 隣接警察署管内における前ア及びイのうち、管内に近接する位置及び場所
 - エ 都県境に位置する警察署にあつては、隣接県警察署管内の交番、駐在所等警察施設のうち、管内に近接する位置（広域警戒を実施する警察署にあつては、自動車検問場所を含む。）及びその管内に通ずる主な道路
 - オ 駅、停留場、船舶等の発着所及び高速道路の出入口
- (3) 自動車検問に関することについては、検問場所の選定、検問隊の編成基準、装備、勤務方法等自動車検問の実施について必要な事項を定めておくこと。
- (4) 応招場所に関することについては、応招者の受付、待機場所等を定めるほか、管内が広域等のため本署への集合、配置に著しく時間を費やすような場合は、他の適当な警察施設を応招場所に指定しておくこと。
- (5) 臨時警戒と警備実施又は緊急配備が競合した場合の警戒員の運用については、これらの事象が競合した場合に、それに充てる要員の配置転換の方法、順位等について計画しておくこと。
- (6) 無線自動車の活用については、無線自動車の特性を生かした運用方を定め、その機動性と通信機能を最大限に活用して、他の警戒員との連携を図り、効率的な運用を期するよう計画しておくこと。
- (7) 警戒の実施について必要な事項とは、署内取調責任者の指定、臨時警戒前後の警戒処置等が考えられるが、これらは、署情に応じて計画しておくこと。

5 制服警戒及び私服警戒の区域並びに検索場所、張込場所及び自動車検問場所の設定要領（第11条～第13条関係）

- (1) 制服警戒及び私服警戒の区域並びに検索場所、張込場所及び自動車検問場所の設定については、とかく画一的に処理され、しかも同一計画を踏襲する傾向があるので、平素から各種資料、管内情勢等を検討し、効果の挙がるよう計画すること。
- (2) 広域警戒の実施を指定された警察署においては、隣接県警察の指定する警察署と連絡を密にし、境界付近における張込場所及び検問場所が互いに重複しないようにすること。

6 発令（第14条関係）

臨時警戒は、警戒の種別、実施の日時（期間）、警戒員の招集区分、制・私服の割合等その実施形態に多様性をもっているため、署長自ら発令して実施する場合は、これらの事項を具体的に明示して誤りのないようにすること。

なお、この場合の勤務の調整については、警視庁警察職員勤務規程（平成12年3月24日訓令甲第16号）第14条の定めによることとし、これにより難しい場合は、あらかじめ総務部長の承認を受けて実施すること。

7 競合時の措置（第18条関係）

事案の性質上、治安、災害、雑踏等の警備実施及び目前の犯人を逮捕する緊急配備が臨時警戒に優先するのは当然であるから、警戒員及び当務員を集中的に運用して速やかに事案の処理に当たること。

8 警戒員の心得（第19条関係）

臨時警戒の実施に当たり、警戒員が通常注意しなければならない基本的なものについて示されたものであるが、このほかにも管内実態に応じた個々具体的な注意事項について、併せて警戒員に徹底しておくこと。

9 応援要請（第20条関係）

- (1) 他所属員とは、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、自動車警ら隊、鉄道警察隊、航空隊等の隊員をいう。
- (2) 応援要請は、原則として次の事項を明記の上、方面本部長を経由して地域部長（地域総務課地域企画係経由。以下同じ。）に書類により上申すること。ただし、時間的に余裕がない等やむを得ない場合は電話によることができる。

ア 日時及び場所

イ 要請の理由

ウ 人員及び車両数又は機数

エ 服装及び装備

オ 応援員の任務又は配置計画の概要

10 教養訓練（第23条関係）

教養訓練は、臨時警戒の効果的な運用を期する上からも必要不可欠なものであり、形式に陥ることなく、警察対象の変化に対応した警戒要領を具体的かつ研究的に教養すること。

11 実施計画の報告（第24条関係）

次の事項を電話により地域部長及び方面本部長に報告すること。

- (1) 実施の日時（期間）
- (2) 警戒の目的
- (3) 警戒の方法
- (4) 招集区分
- (5) 警戒員数

12 実施結果の報告（第25条関係）

- (1) 臨時警戒の結果報告及び中間報告は、地域部長が指示する時間までに行うこと。
- (2) 臨時警戒の実施結果は、別記様式第2の臨時警戒実施報告により地域部長及び方面本部長に報告すること。ただし、電話により報告するよう指示された場合及び中間報告は、臨時警戒結果報告書に記載された項目について電話により行うこと。
- (3) 臨時警戒実施中の重要特異事項は、その都度電話により報告すること。